

産業医科大学学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 産業医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的及び使命とする。

(学部、学科及び専攻)

第2条 本学に、次の各学部及び各学科を置く。

医 学 部 医学科

産業保健学部 看護学科 産業衛生科学科

2 学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定めるものとする。

(定員)

第3条 前条の各学部 zu 置く各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	105名	630名
産業保健学部	看 護 学 科	70名	280名
	産 業 衛 生 科 学 科	20名	80名

(修業年限)

第4条 医学部の修業年限は6年とし、産業保健学部の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第5条 医学部の在学期間は9年、産業保健学部の在学期間は8年を超えることができない。

2 医学部については、同一年次に2年、第2年次までに3年を超えて在学することはできない。

3 産業保健学部については、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 4月28日

春季休業 3月21日から4月10日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要があるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学等の時期)

第9条 入学、再入学、編入学及び転入学の時期は、学年の始めから1か月以内とする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号。以下「省令」という。）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（省令附則第2条による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第11条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、願書その他別に定める書類（以下「出願書類等」という。）に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第14条 学長は、本学に欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に再入学、編入学及び転入学（以下「再入学等」という。）を許可をすることがある。

2 医学部に再入学等ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学医学部の中途退学者で、再入学を志願する者
- (2) 他の大学において進学課程を修了した者で、入学を志願する者

- (3) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、入学を志願する者
- 3 産業保健学部にも再入学等ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本学産業保健学部の中途退学者で、同一学科（専攻）に再入学を志願する者
 - (2) 大学を卒業した者又は本学において2年以上在学し、所定の単位を修得したのち退学した者で、編入学を志願する者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願する者
 - (4) 学校教育法第132条に規定する者で、編入学を志願する者
 - (5) 他の大学に在学中の者で、転入学を志願する者
- 4 前3項の取扱いについては、別に定める。

第3章 教育課程及び履修等

（教育課程及び履修方法）

第15条 本学の教育課程及び履修方法は、医学部については別表第1、産業保健学部については別表第3に定めるとおりとする。

（単位）

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 学長が教育上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

（1年間の授業期間）

第17条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（授業科目履修の認定等）

第18条 授業科目履修の認定は、試験その他の審査によりこれを行う。

- 2 医学部については、第3年次までは総合的な学力を認定するため年次毎に基礎総合試験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、第4年次では共用試験（CBT・OSCE）、第5年次では総合試験（Ⅱ）及び第6年次では Post-CC OSCE 並びに総合試験（Ⅰ・Ⅱ）を行う。
- 3 医学部の評価は、A、B、C、D及びFの5段階に区分し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。なお、成績の評価に付与するGP（Grade Point）及びGPA（Grade Point Average）の算出については別に定める。
- 4 産業保健学部の評価は、優、良、可及び不可の4段階に区分し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- 5 第1項及び第2項の試験及び審査の方法については、別に定める。

（既修得単位の認定）

第18条の2 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位について、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。

3 前2項の取扱いについては、別に定める。

(編入学生の既修得単位の認定)

第18条の3 編入学を許可された学生の既修得単位の認定については、別に定める。

(他大学における授業科目の履修)

第19条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第4章 休学、復学、転学、転部、転科、退学及び除籍

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事由により2か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署で学長に願ひ出て、その許可を受けて休学することができる。

2 病気その他の事由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第5条の在学期間には算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中にその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署で学長に詳細な理由を記した転学願を提出して、その許可を受けなければならない。

(転部及び転科)

第23条の2 転部及び転科は認めない。

(退学)

第24条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条の在学期間を超えた者
- (2) 第21条第1項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第30条に規定する授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件及び卒業)

第26条 学長は、本学に第4条に規定する修業年限以上在学し、次に定める卒業の要件を満たした者には卒業の認定を行う。

学 部	学 科	卒 業 の 要 件
医 学 部	医 学 科	別表第1に定めるところにより、必修科目7,043時間、選択科目120時間以上を履修し、その修了の認定を受け、かつ、総合試験及び Post-CC OSCE に合格すること。
産業保健 学 部	看 護 学 科	別表第3に定めるところにより、必修科目127単位のほか、選択科目7単位以上を修得すること。
	産 業 衛 生 科 学 科	別表第3に定めるところにより、必修科目108単位のほか、選択科目27単位以上を修得すること。

2 学長は、前項の規定により卒業の認定を受けた者には、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第27条 学長は、前条の規定により卒業した者には、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、次の区分に従い学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 士
医 学 部	医 学 科	学士（医 学）
産業保健学部	看 護 学 科	学士（看 護 学）
	産 業 衛 生 科 学 科	学士（保健衛生学）

2 学位に関する事項は、産業医科大学学位規程（昭和60年規程第12号）で定める。

第6章 検定料、入学料、授業料、施設設備費及び実験実習費

(検定料)

第28条 入学志願者は、入学志願手続と同時に検定料を納入しなければならない。

2 検定料の額は、別に定める。

(入学料)

第29条 入学料は、医学部は1,000,000円とし、産業保健学部は282,000円とする。

2 前項に規定する入学料は、入学を許可されるときに納入しなければならない。

(授業料等)

第30条 授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の年額は、次のとおりとする。

学 部	授 業 料	施設設備費	実験実習費
医 学 部	3,115,000円	1,300,000円	500,000円
産業保健学部	765,000円	170,000円	80,000円

2 前項の授業料等は、毎年度について、第7条に規定するそれぞれの学期において、年額の2分の1に相当する額を納入するものとする。

(休学の場合における授業料等)

第31条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学中の授業料等は、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までに相当する額を免除する。

(復学の場合における授業料等)

第32条 前学期又は後学期の中途において復学した者の当該学期の授業料等は、月割計算により、復

学した月から次の納入期の前月までに相当する額を、復学した月に納入しなければならない。

(退学等の場合における授業料等)

第33条 前学期又は後学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

ただし、死亡した者及び行方不明又は授業料等の未納を理由として除籍された者の未納の授業料等についてはこの限りでない。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第34条 経済的理由によって授業料等の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生の学資を主として負担している者が不慮の災害等を受け、授業料等の納入が困難と認められる者については、本人の申請により、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(免除又は猶予事由の消滅に伴う授業料等)

第35条 前条の規定により授業料等を免除され、又は徴収を猶予されている者が、その理由を失ったときは、その月から所定の期日に授業料等を納入しなければならない。

(既納の検定料、入学科及び授業料等)

第36条 既納の検定料、入学科及び授業料等は、返還しない。ただし、第12条に規定する試験において、出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行う場合の検定料の返還額は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、第31条により免除された授業料等については、その相当額を復学後の授業料に充当する。

第7章 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第37条 学長は、本学所定の授業科目中、一科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生としての入学を許可することがある。

2 前項の授業科目には、実験、実技及び実習は含まない。

第37条の2 第10条の規定は、聴講生の場合についてこれを準用する。

第37条の3 聴講生として入学を志願する者（以下「聴講志願者」という。）は、所定の期日までに、願書に検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

第37条の4 前条の聴講志願者に対しては、学力検査又は人物考査により選考する。

第37条の5 第13条の規定は、前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者の場合についてこれを準用する。

第37条の6 聴講生の入学時期は、聴講が許可された授業科目の授業が始まる学期の始めとし、その在学期間は、当該授業科目の授業が終了する学期末又は学年末までとする。ただし、引き続いて当該授業科目又は新たな授業科目の聴講を希望する者は、願出により、学長の許可を得て在学期間を延長することができる。

第37条の7 聴講生に対しては、聴講した授業科目履修の認定は行わない。ただし、願出により当該授業科目について試験を行い、これに合格した者に対しては、学長は聴講終了証明書を授与することができる。

第37条の8 聴講生が第41条に定める授業料の納入を怠り、督促しても、なお納入しないときは、学

長がこれを除籍する。

(特別聴講学生)

第38条 学長は、他の大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生としての入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第38条の2 学長は、本学所定の授業科目中、一科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、当該科目を履修することができる者（以下「科目等履修生」という。）としての入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生が履修することができる授業科目は、医学部にあっては別表第2のとおりとし、産業保健学部にあつては別に定める。

第38条の3 第10条の規定は、科目等履修生の場合についてこれを準用する。

第38条の4 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格したものに対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

2 第18条第1項から第4項までの規定は、前項の授業科目の単位修得の認定についてこれを準用する。

3 学長は、前項の規定により単位修得を認定された者には、当該授業科目の単位修得証明書を授与することができる。

第38条の5 その他科目等履修生の入学及び履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項の研究生は、次の2種類とする。

(1) 一般研究生（原則として毎日研究に従事する者）

(2) 専攻研究生（毎週2日又は3日程度研究に従事する者）

第39条の2 研究生として入学することのできる者は、学士及びこれと同等以上の学力を有すると認められるものとする。

第39条の3 研究生として入学を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は、願書に検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

第39条の4 前条の研究生志願者に対しては、学力検査又は人物考査により選考する。

第39条の5 第13条の規定は、前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者の場合についてこれを準用する。

第39条の6 研究生の入学時期は、原則として学期の始めとする。

第39条の7 研究生の指導教員は、学長が定める。

第39条の8 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、研究の必要により在学期間の延長を希望する者は、願出により、学長の許可を得て在学期間を延長することができる。

第39条の9 研究生は、研究期間満了前に退学しようとするときは、学長に退学願を提出し、その許可を得なければならない。

第39条の10 研究生が、次の各号の一に該当するときは、学長がこれを除籍する。

(1) 第41条に定める授業料の納入を怠り、督促しても、なお納入しないとき。

(2) 研究を怠る等、研究生として適当でないと指導教員が認めたとき。

第39条の11 学長は、研究生からの願出により、研究証明書を与えることができる。

(外国人留学生)

第40条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(検定料、入学料及び授業料)

第41条 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本学則、その他本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が2か月以上にわたるときは、その期間は、第5条の在学期間に算入しない。

5 懲戒に関する手続は、別に定める。

第9章 附置研究所

(附置研究所)

第43条の2 本学に、産業生態科学研究所を附置する。

2 産業生態科学研究所に関する事項は、別に定める。

第10章 附属教育研究施設

(附属図書館及び附属病院)

第44条 本学に、附属図書館及び附属病院を置く。

2 附属図書館及び附属病院に関する事項は、別に定める。

第11章 関連教育病院

(関連教育病院)

第45条 本学は、学生に対する臨床教育を行うために、国公立又は法人の設立する病院との協議に基づいて、当該病院において、学生に特に特定の授業科目を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第12章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第46条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(教授会)

第47条 各学部に教授会を置く。

2 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 学生寮

(学生寮)

第48条 本学に、学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

}
(略)
}

附 則 (平成24年3月15日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学学則（以下「改正後の学則」という。）第26条第1項の表中医学部の項、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、この学則の施行日以後に医学部に入学した者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に医学部に入学した者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に医学部に入学した者が原級に留められ、次年度以後の当該年次の教育課程がすでに改正後の学則の規定による教育課程に移行しているときは、前項の規定にかかわらず、そ

の者に係る次年度以後の教育課程、履修方法及び卒業の要件については、別に定めることができる。

附 則（平成27年3月10日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学学則（以下「改正後の学則」という。）第26条第1項の表中産業保健学部の特及び別表第4の規定は、この学則の施行日以後に産業保健学部に入学者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者が原級に留められ、次年度以後の当該年次の教育課程がすでに改正後の学則の規定による教育課程に移行しているときは、前項の規定にかかわらず、その者に係る次年度以後の教育課程、履修方法及び卒業要件については、別に定めることができる。

附 則（平成30年5月24日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学学則（以下「改正後の学則」という。）第18条第2項及び第3項、並びに第26条第1項の表中医学部の項、別表第1及び別表第2の規定は、この学則の施行日以後に医学部に入学者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に医学部に入学者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に医学部に入学者が原級に留められ、次年度以後の当該年次の教育課程がすでに改正後の学則の規定による教育課程に移行しているときは、前項の規定にかかわらず、その者に係る次年度以後の教育課程、履修方法及び卒業の要件については、別に定めることができる。

附 則（令和元年5月31日）

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 産業保健学部環境マネジメント学科については、この学則による改正後の産業医科大学学則（以下「改正後の学則」という。）第2条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 令和2年度から令和4年度までの産業保健学部産業衛生科学科及び環境マネジメント学科の学生の収容定員は、改定後の学則第3条の規定にかかわらず、次によるものとする。
令和2年度 産業衛生科学科 20名、環境マネジメント学科 60名
令和3年度 産業衛生科学科 40名、環境マネジメント学科 40名
令和4年度 産業衛生科学科 60名、環境マネジメント学科 20名
- 4 この学則による改正後の学則の第2条、第3条、第26条、第27条の産業保健学部学科名称変更による規定及び第26条第1項の表中産業保健学部の特及び別表第3の規定は、この学則の施行日以後に産業保健学部に入学者から適用する。
- 5 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者については、改正後の学則の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

- 6 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者が原級に留められ、次年度以後の当該年次の教育課程がすでに改正後の学則の規定による教育課程に移行しているときは、前項の規定にかかわらず、その者に係る次年度以後の教育課程、履修方法及び卒業要件については、別に定めることができる。

附 則（令和 5 年 5 月 30 日）

この学則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学学則（以下「改正後の学則」という。）第 26 条第 1 項の表中産業保健学部の項及び別表第 3 の規定は、この学則の施行日以降に産業保健学部に入学者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に産業保健学部に入学者が原級に留められ、次年度以後の当該年次の教育課程がすでに改正後の学則の規定による教育課程に移行しているときは、前項の規定にかかわらず、その者に係る次年度以後の教育課程、履修方法及び卒業要件については、別に定めることができる。

別表第1 医学部 授業科目（第15条関係）

		授 業 科 目	時 間 数	履 修	備 考
総 合 教 育	総 合 科 目	心理学	30	必 修	
		人間関係論	40	必 修	
		哲学概論	44	必 修	
		数学概論	30	必 修	
	外 国 語	医学英語Ⅰ	80	必 修	
		医学英語Ⅱ	80	必 修	
		医学概論Ⅰ	64	必 修	
		医学概論Ⅱ	30	必 修	
		医学概論Ⅲ	30	必 修	
		医学概論Ⅳ	30	必 修	
		総合教育セミナー	15	必 修	
	選 択	病の文学	14	選 択	選択する科目の履修時間数については、 合計120時間以上とする。
		英語運用論（TOEIC 入門）	14	選 択	
		法学概論	14	選 択	
		経済学入門	14	選 択	
		自然科学思想史	14	選 択	
		医療統計学	20	選 択	
		生命科学・環境科学概論	12	選 択	
		比較動物医学	12	選 択	
		医療社会学	14	選 択	
		医用工学入門	8	選 択	
		先端医科学講義	18	選 択	
		ドイツ語	48	選 択	
		フランス語	48	選 択	
医 学 基 礎		医科物理学	40	必 修	情報統計学及び救急蘇生法については、 実習を含む。
		生体物質化学	40	必 修	
		細胞生物化学	40	必 修	
		医学基礎実験	72	必 修	
		情報統計学	54	必 修	
		救急蘇生法	12	必 修	
		臨床医学入門	40	必 修	
		医療職概論	36	必 修	
基 礎 医 学		人体発生学	16	必 修	系統解剖学総論から法医学までの授業科 目については、実習を含む。
		系統解剖学総論	34	必 修	
		系統解剖学各論	158	必 修	
		組織解剖学総論	48	必 修	
		組織解剖学各論	112	必 修	
		生理学（動物性機能）	81	必 修	
		生理学（植物性機能）	81	必 修	
		医科学	84	必 修	
		分子生物学	76	必 修	
		薬理学	104	必 修	
		基礎病理学	58	必 修	
		臨床病理学	79	必 修	
		病態病理学	79	必 修	
		免疫学・寄生虫学	118	必 修	
		微生物学	106	必 修	
		衛生学	64	必 修	
		公衆衛生学	82	必 修	
		法医学	70	必 修	
		研究室配属	360	必 修	

臨 床 医 学	第1内科学総論	46	必 修	
	第1内科学各論	66	必 修	
	第2内科学総論	32	必 修	
	第2内科学各論	56	必 修	
	第3内科学総論	28	必 修	
	第3内科学各論	32	必 修	
	呼吸器内科学総論	22	必 修	
	呼吸器内科学各論	26	必 修	
	神経内科学総論	20	必 修	
	神経内科学各論	40	必 修	
	精神医学総論	16	必 修	
	精神医学各論	36	必 修	
	小児科学Ⅰ	28	必 修	
	小児科学Ⅱ	54	必 修	
	第1外科学総論	16	必 修	
	第1外科学各論	36	必 修	
	第2外科学総論	18	必 修	
	第2外科学各論	22	必 修	
	心臓血管外科学	14	必 修	
	脳神経外科学総論	8	必 修	
	脳神経外科学各論	12	必 修	
	整形外科総論	16	必 修	
	整形外科各論	28	必 修	
	皮膚科学	34	必 修	
	泌尿器科学総論	10	必 修	
	泌尿器科学各論	36	必 修	
	眼科学	25	必 修	
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	54	必 修	
	産科学	22	必 修	
	婦人科学	48	必 修	
	放射線科学	30	必 修	
	麻酔科学	32	必 修	
	リハビリテーション医学	32	必 修	
	救急医学	20	必 修	
	血液内科学総論	20	必 修	
	血液内科学各論	26	必 修	
	歯科・口腔外科学	24	必 修	
	総合医療医学	30	必 修	
	臨床検査医学	22	必 修	
	遺伝子診断・治療学	29	必 修	
	医のプロフェッショナルリズム	40	必 修	
	臨床診断学	134	必 修	
	症候論総合講義	200	必 修	
	早期臨床体験実習Ⅰ	40	必 修	
	早期臨床体験実習Ⅱ	40	必 修	
	早期臨床体験実習Ⅲ	40	必 修	
	臨床実習	2,520	必 修	
産 業 医 学	産業医学Ⅰ	24	必 修	産業医学Ⅱの放射線衛生については、実習を含む。
	産業医学Ⅱ (労働衛生一般、放射線衛生)	52	必 修	
	産業医学Ⅲ (作業環境管理、作業管理、有害業務管理)	24	必 修	
	産業医学Ⅳ (健康管理、メンタルヘルス、健康の保持増進対策)	24	必 修	
	産業医学Ⅴ (産業医学現場実習、産業医学シミュレーション実習)	86	必 修	
	産業医学Ⅵ (治療と職業生活との両立支援)	36	必 修	
卒 業 に 必 要 な 時 間 数		7,163		

別表第2 科目等履修生が医学部において履修することができる授業科目（第38条の2 関係）

授 業 科 目			時 間 数
総 合 教 育	総 合 科 目	心理学	30
		人間関係論	40
		哲学概論	44
		数学概論	30
	外 国 語	医学英語Ⅰ	80
		医学英語Ⅱ	80
		医学概論Ⅰ	64
		医学概論Ⅱ	30
		医学概論Ⅲ	30
		医学概論Ⅳ	30
	選 択	病の文学	14
		英語運用論(TOEIC入門)	14
		法学概論	14
		経済学入門	14
		自然科学思想史	14
		医療統計学	20
		生命科学・環境科学概論	12
		比較動物医学	12
		医療社会学	14
		医用工学入門	8
		先端医療科学講釈	18
		ドイツ語	48
		フランス語	48
医 学 基 礎		情報統計学	54
		医療職概論	36

別表第3 産業保健学部 学科別授業科目（第15条関係）

イ 看護学科

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	2	2 2 1	基礎分野及び専門基礎分野の選択科目から4単位以上を履修する。
		化学	2		
		物理学基礎			
		数学基礎			
		生物学入門			
		情報科学概論	1		
		情報科学実習	1		
	人間と生活・社会の理解	スタートアップ演習	1	1 1 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2	注 注
		生命倫理	2		
		看護倫理学	1		
		コミュニケーション論	2		
		人間の成長と発達	2		
		人間と社会	2		
		教育学	2		
		人間の心理	2		
		メンタルヘルス概論	1		
		経済学入門			
		法学概論			
		病の文学			
		哲学	1		
人体の構造と機能	日本国憲法		2	2 1 2 2 1 2 1 2 2	
	健康運動学	2			
	英語Ⅰ（会話と読解の基礎）	3			
	英語Ⅱ（専門英語の基礎）	2			
	英語Ⅲ（会話の応用）				
	英語Ⅳ（論文講読）				
	ドイツ語				
	韓国語入門				
	韓国語応用				
	中国語入門				
疾病の成り立ちと回復の促進	人体構造学	2	1		
	人体機能学	2			
	人間工学概論				
	代謝栄養学	1			
	臨床病態学	1			1
	感染症学	1			
	臨床薬理学	1			
	内科系病態治療学	2			
	外科系病態治療学	1			
	運動・感覚器系病態治療学	1			
	産・婦人科系病態治療学	1			
	小児系病態治療学	1			
	老年医学	1			
精神系病態治療学	1				
産業精神保健学概論	1				
職業起因性病態学概論					
放射線医学概論	1				
リハビリテーション医学概論	1				
健康支援と社会保障制度	健康教育学基礎	1			
	公衆衛生学	1			
	社会福祉学	1			
	保健医療福祉行政論Ⅰ	1			
	保健医療福祉行政論Ⅱ	1			
	疫学・保健統計学基礎	2			
	看護医療情報学	1			

専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	2		専門分野の選択科目から 3 単位以上を履修する。
		ヘルスアセスメント演習	2		
		看護過程演習	1		
		生活援助方法論演習	3		
		診療援助技術演習	2		
		症状マネジメント	1		
	地域・在宅看護学	地域・在宅看護概論	2		
		地域・在宅看護方法論	2		
		公衆衛生看護学概論	1		
	産業看護学	産業看護学入門	1		1 1 注 注
		産業看護学概論	1		
		産業保健学概論	1		
		国際産業保健特別演習Ⅰ			
		国際産業保健特別演習Ⅱ			
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護学方法論（急性期）	3		
		成人看護学方法論（慢性期）	3		
	看護学 老年	老年看護学概論	1		
		老年看護学方法論	2		
	看護学 小児	小児看護学概論	1		
小児看護学方法論		2			
看護学 母性	母性看護学概論	1			
	母性看護学方法論	2			
看護学 精神	精神看護学概論	1			
	精神看護学方法論	2			
看護の統合と実践		がん看護論	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	注 注
		家族看護学	1		
		緩和ケア論			
		クリティカルケア看護論			
		救急看護論			
		災害看護学	1		
		看護教育学			
		国際保健学			
		国際看護学特別演習Ⅰ			
		国際看護学特別演習Ⅱ			
		看護管理学	1		
		組織心理学			
		看護研究基礎	1		
		看護研究方法論	1		
		看護研究演習	2		
総合技術演習Ⅰ	1				
総合技術演習Ⅱ	1				
臨地実習		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2		
		地域・在宅看護実習	2		
		成人看護学実習（急性期）	3		
		成人看護学実習（慢性期）	3		
		老年看護学実習	2		
		小児看護学実習	2		
		母性看護学実習	2		
		精神看護学実習	2		
		看護学統合実習	2		
		働く人々の健康と生活を学ぶ実習	1		
		地域包括ケアを学ぶ実習	1		

保 健 学 専 門 分 野	健康教育学演習		1	
	産業看護学方法論		1	
	公衆衛生看護学対象論		1	
	公衆衛生看護学方法論		1	
	公衆衛生看護活動論		1	
	地域看護診断演習		1	
	公衆衛生看護活動展開論		1	
	産業看護の統合と発展		1	
	産業看護活動展開論		1	
	健康危機管理論		1	
	疫学・保健統計学応用		2	
	公衆衛生看護学実習		4	
	産業看護学実習		1	
単位数合計		127	49	
卒業に必要な単位数		134 単位		必修科目 127 単位のほか、選択科目 7 単位以上を履修する。

注) 国際産業保健特別演習Ⅰ・Ⅱ及び国際看護学特別演習Ⅰ・Ⅱについては、韓国語入門及び韓国語応用を必ず履修すること。

□ 産業衛生科学科

区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
人 文 ・ 社 会 学 系 科 目	人間の心理		2	
	コミュニケーション論	2		
	倫理学	2		
	人間と社会		2	
	経済学入門		1	
	法学概論		1	
	社会科学基礎		1	
	社会科学		1	
	哲学		1	
	教育学		2	
	英語 A (実用英語 I)	2		
	英語 B (実用英語 II)	2		
	英語 C (含 TOEIC)	4		
	英語 D (論文抄読)	2		
	ドイツ語		2	
	中国語入門		2	
自 然 科 学 系 科 目	韓国語入門		2	
	韓国語応用		1	
	キャリアアップ I	1		
	キャリアアップ II	1		
	キャリアアップ III	1		
	数学基礎		0	注
	数学		2	
	保健統計学	2		
	物理学基礎		0	注
	物理学	2		
	物理学実験		1	
	化学基礎		0	注
	有機化学	2		
	化学実験	1		
	分析化学	2		
	分析化学実験	1		
工 学 ・ 情 報 学 系 科 目	分析実習	2		
	生物学基礎		1	
	生物学実験		0	注
	産業衛生科学入門		1	
	情報科学概論	1		
	情報科学実習	1		
	工学倫理		1	
	数理統計学	1		
	物質工学概論		2	
	化学工学		1	
	流体工学 (含演習)	2		
	環境情報管理学演習	2		
	機器分析概論	2		
	機器分析概論実習	1		
	環境学		2	
	化学物質関係法令	1		
健 康 科 学 系 科 目	化学物質管理学 (含演習)	2		
	人体構造学基礎	4		
	人体機能学	4		
	健康管理学	2		
	産業精神保健学概論		1	

産 業 保 健 学 系 科 目	産業保健学概論	2		
	産業保健学	2		
	作業環境管理学概論	2		
	作業環境管理学	4		
	作業環境管理学演習Ⅰ	2		
	作業環境管理学演習Ⅱ	2		
	作業環境管理学実習	2		
	労働衛生工学	4		
	労働衛生工学実習	1		
	人間工学	2		
	人間工学実習	1		
	労働生理学（含救急処置）	3		
	労働生理学実習	1		
	職業起因性病態学概論	1		
	職業起因性病態学（中毒学）	2		
	産業疫学		2	
	放射線衛生学		1	
	産業保健経済学		1	
	産業保健経営学		1	
	組織論		1	
マ ネ ジ メ ン ト 学 系 科 目	産業保健英語Ⅰ		1	
	産業保健英語Ⅱ		1	
	産業保健英語Ⅲ		1	
	産業保健英語Ⅳ		1	
	労働基準法	1		
	労働衛生関連法規	3		
	労働安全関連法規		2	
	安全学		2	
	産業安全工学（含演習）	2		
	組織心理学	1		
	作業管理学	2		
	健康経営学		1	
	マネジメントシステム概論	1		
	労働安全衛生マネジメントシステム（含演習）	2		
	リスク管理学	2		
	安全行動科学		1	
	災害事例研究		2	
	労働衛生管理総合演習	2		
	労働衛生管理総合実習	2		
	産業衛生研究法（実習）	1		
	卒業研究	6		
単位数合計		108	48	
卒業に必要な単位数		135 単位		必修科目 108 単位のほか、選択科目 27 単位以上を履修する。

注) リメディアル（補講）科目